



ジャパンドローン2020|第5回
出展申込書
JUIDA会員

【提出先】 Japan Drone 運営事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館ビル

(株)スペースメディアジャパン 内

e-mail : japan-drone@smj.co.jp

TEL : 03-3512-5672 FAX : 03-3512-5680

Japan Drone 運営事務局 御中

裏面「出展規約」を了承し、下記の通り出展を申し込みます。

申込日： 年 月 日

①出展者情報 (契約書として扱うため、ご捺印後、原本またはスキャンデータ(カラー)をご提出ください。お申込後、記載内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。)

申込企業・団体 情報	名称				④
	所在地	〒			
	代表者名		役職		
出展者名 (各所に記載・ 掲示するもの)	(フリガナ)				
	(表記)				
	(英文表記)				
出展担当者	住所	〒			
	所属		部署・役職		氏名
	e-mail			電話番号	
共同出展について (該当するものに ✓印をご記入ください)	自社(団体)が単独で出展する			請求先、送付先 について (該当するものに ✓印をご記入ください)	上記 出展ご担当者宛
	共同出展する企業・団体がある (別途事務局より確認させていただきます)				上記 出展ご担当者以外 (別途事務局より確認させていただきます)

②出展(予定)品について (該当するもの全てに✓印をご記入ください。 ホームページ等に出演者情報として活用させていただきます。)

	ドローン機体		測量・調査・施設点検サービス		撮影
	部品・素材		物流サービス	その他サービス (詳細をご記入ください。)	
	機体周辺機器		警備・セキュリティサービス]	
	ソフトウェア・アプリケーション		農業サービス		

③出展申込小間数と出展小間料金 (ご希望の小間タイプに✓印を入れ、該当欄にご記入ください。)

<早期申込特典> 2019年9月30日(月)締切 ・ドローンイノベーションセミナー(有料) 2日間コンファレンスチケット 2名様分

一般	<スペースのみ>	378,000円	() 小間	円
	3m×3m *装飾・備品等は各出展者でご準備ください			
スタートアップ	<パッケージブース>	498,000円	() 小間	円
	3m×3m *パッケージブースに含まれる内容については事務局までお問合せください			
スタートアップ	ベンチャー企業(資本金1,000万円以下かつ設立から3年以内)、学校法人限定 ・2m×2m/パッケージブース付 *パッケージブースに含まれる内容については事務局までお問合せください	260,000円	() 小間	円
<オプション>	角小間追加料金 (角小間希望者のみ)	30,000円	() ヶ所	円
大型ドローンゾーン	全長5m以上または自重50kg以上の機体に限ります	21,000円	() m	円
スポンサーシップ	*出展スペースと広告プラン等をあわせたプラン *プラン内容は事務局までご相談ください		() 口	円
			消費税 (10%)	円
			*税率の変更がなかった場合、差額分をご返金いたします。	円
出展料金 合計(税込)				円

申込書受領後、運営事務局より請求書を発行致しますので、期日までにお振込みください。

なお、振込手数料は出展者の負担にてお願いいたします。

事務局記入欄

--

出展規約

①規約の履行

1-1 出展者（共同出展者を含む、以下同じ）は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「出展のご案内」及び出展者マニュアルの各規定（以下に説明する展示に関する規約の一部掲載）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償いたしません。

②出展申込の承認・契約

2-1 主催者は「出展申込書」を受領後、審議のうえ、出展の承認日をもって出展契約が締結されたものとします。

2-2 契約締結後、出展申込書の出展予定製品・サービス等について虚偽の記入があった場合は、出展小間料の支払いがあった後でも、主催者は出展を認めないことがあります。その場合、支払済みの出展小間料金は返還いたしません。

③小間転貸等の禁止

3-1 出展者は主催者の承諾なしに小間の転貸・売買・交換・譲渡はできません。

④共同出展

4-1 2者以上の複数企業が共同で同一小間に展示される場合は、「出展申込書」に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。なお、手続きはすべて代表出展者が行ってください。

⑤出展小間料金の支払い

5-1 出展者は出展要項に基づき指定期日までに小間料金をお支払いください。指定期日までに支払いがない場合、主催者は出展契約を解除することができます。その場合、支払い済みの出展小間料金は返還いたしません。なお、振込手数料は出展者の負担にてお願いいたします。

⑥出展のキャンセル

6-1 出展申込契約締結後のキャンセルは原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合はキャンセルを認めることがあります。この場合、下記の基準でキャンセル料をお支払いください。なお、キャンセル通知受領日は、主催者が書面による通知を受領した日とします。

- ◆2019年11月30日まで 出展料の50%
- ◆2019年12月1日～12月31日まで 出展料の80%
- ◆2020年1月1日以降 出展料の100%

⑦出展物について

7-1 出展物は、出展申込書「出展製品・サービスについて」に記載された内容であると共に、主催者が承認した物に限ります。

7-2 主催者が本展示会の開催主旨に沿わないと判断した出展物や危険物、また日本の法律に抵触する物は出展できません。そのような出展があった場合、主催者は直ちに当該出展物の撤去、または出展を取り止めさせる処置を取ります。その場合、出展小間料金は返還いたしません。

7-3 本展示会場での出版物、ソフトウェア製品を含む出展物の即売を禁止します。ただし、主催者に事前に申請し、許可を得たものは除きます。

⑧展示スペースの割り当て

8-1 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出展者は、その結果に従うものとします。

8-2 出展者は、いかなる場合があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

8-3 出展申込みキャンセルなどがあった場合、主催者は発表した小間配置を変更する権利を持ちます。

⑨書類の提出

9-1 出展申込を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

⑩出展に関する規約

10-1 出展申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどが展示対象です。出展者は、出展申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

10-2 装飾・展示物などの搬入・搬出及び展示方法などは、主催者の提供する「出展者マニュアル」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。

10-3 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。

10-4 出展者は強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為、また近隣の展示を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。

10-5 出展者は展示会会期中及び会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。

10-6 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

10-7 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における現金の授受を伴う物品サービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。

10-8 出展関係者であっても、中学生以下の入場は、保護者同伴に限らせて頂きます。

⑪原状回復

11-1 出展者は本展示会終了後、自社小間スペースの原状回復を行わなければなりません。出展者が回復作業を行わない時は、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとします。

⑫展示会の変更・中止

12-1 天災・ストライキ・テロもしくは防疫等の不可抗力により、本展示会の開催が困難と判断した場合には、主催者は開催日の変更、短縮もしくは開催を中止する権利を有するものとします。この場合、出展料及び出展者が出展に要した費用の償還と賠償の義務は負わないものとします。

⑬損害責任

13-1 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

⑭海外貨物の出展

14-1 本展示会場は、保税展示場ではありません。海外から運搬された貨物を出展する場合は、出展者がATAカルネを用いるなどの適法な手続きを行った上でお持ち込みください。

⑮その他

15-1 出展者は、出展などを通じて「個人情報」を取得した場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に処置しなければなりません。

15-2 本展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルや商取引に係る責は当事者に帰するものであり、主催者としては一切関与いたしません。

15-3 出展者もしくはその主要な株主や出資者は、反社会的勢力（暴力団員・暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団など）ではないことを表明・保証するものとします。

15-4 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出席者は同意するものとします。

15-5 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。